

## 法定相続情報証明制度について

相続手続きを進めるためには、お亡くなりになった方の法定相続人が誰であるかを明らかにするため、戸籍謄本等の書類を準備する必要があります。これら書類は各種窓口でそれぞれ提出するため、場合によっては何度も用意しなくてはなりません。

法務局では、相続人の負担を軽減するため法定相続情報証明制度を開始しています。これは、戸籍謄本等の書類を基にして、法定相続人を明らかにする公的な証明書を作成する制度です。詳しくは法務局ホームページをご覧ください。お電話にてお問い合わせください。

**■ 証明書発行手数料**  
無料

### ■ 利用方法

- ・ 相続登記（法務局）
- ・ 預貯金の払戻し（金融機関）
- ・ 相続税の申告（税務署）

### ■ 問い合わせ先

宇都宮地方法務局栃木支局  
02867(22)1556

## 広報しもつけを郵送しています

「広報しもつけ」は自治会をとおして配付しているほか、公共施設、金融機関、コンビニなどで配付しており、ホームページでもご覧いただけます。

市民の方を対象に、有償による広報の郵送を行っていますので、希望される方は次のとおりお申し込みください。

高齢者のみの世帯や障がいなどにより、近くの設置場所へ行くことが困難な場合には郵送費の減免があります。

### ■ 申込方法

申込書「広報紙郵送依頼書」に切手を添えて、総合政策課の窓口または郵送でお申し込みください。申し込みは、年度ごとに必要となります。

申込書は総合政策課でお渡ししています。また、市のホームページからダウンロードして入手することもできます。

<http://www.city.shimotsuke.lg.jp/0225/>

info-0000002569-4.html

### ■ 対象者

市内に住所を有する方

### ■ 利用者負担

郵送実費分。1か月215円×希望月数分の切手（ゆうメールでお送りします。）

### ■ 申込期限

広報発行日（毎月1日）の15日前までにお申し込みください。（例：4月から希望する場合は3月15日）

### ■ 利用者負担減免

次のいずれかに該当する場合は郵送費の減免を受けることができます。その場合、「広報紙郵送依頼書」と併せて「広報紙郵送料免除申請書」を提出してください。

- ・ 全ての世帯員が65歳以上の場合
- ・ 障がいなどにより、世帯員のうちあなたも近くの公共施設等へ行くことが困難な場合（詳しくは総合政策課へご相談ください。）

### ■ 申し込み・問い合わせ先

総合政策課  
02867(32)8886

## 住宅・土地統計調査を実施します

住宅・土地統計調査は、全国から選ばれた約370万の住戸・世帯を対象に、10月1日時点で実施します。市では、約2,000の住戸・世帯を抽出して調査を行います。

日本における住戸（住宅、住宅以外で人が居住する建物）に関する実態ならびに現住居以外の住宅と土地の保有状況などに関する実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法にもとづく報告義務のある基幹統計調査です。

調査の結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定など、私たちの暮らしと住まいに関する計画や施策の基礎資料として活用されます。

調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用することは絶対ありません。

回答については、調査票へのご記入のほか、インターネットによる回答も可能です。

インターネット回答であれば、期間中はいつでも都合の良い時間に回答することができ、画面の誘導に従うことができ、スムーズに回答することができ、調査対象となる住戸には調査員証を所持した調査員が9月中旬から下旬ごろに訪問します。調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をお願いいたします。

### ■ 問い合わせ先

総合政策課  
02867(32)8886

## 下野市全域 エリア拡大しました!



ケーブルテレビ株式会社所在地  
 <栃木センター> 栃木県栃木市樋ノ口町4-3-5 ☎ 0120-25-1819  
 <下野センター> 栃木県下野市祇園1丁目7-23堀ノ内ビル1階